

2025 年度（令和 7 年度） 被扶養者の資格調査（検認）について

平素より健康保険組合の運営ならびに事業推進にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。本年度も健康保険組合の監督官庁であります関東信越厚生局の指導に基づき、被扶養者資格の現況について確認をさせていただきたく、ご案内をしております。

昨年度までは、非課税証明書や住民票をお金と時間をかけて入手し、提出をいただいておりますが、健康保険組合は、法律で「個人番号利用事務実施者」と定められていることから、今年度より皆様の書類提出のご負担軽減を目的とし、住民票・所得証明書の情報について、マイナンバー制度の情報連携※ 1 を活用し事前に健保で確認させていただき、入手したもので判定を行い、疑義のある方（何らかの原因で情報入手が出来なかった方を含む） のみについて、必要書類のご提出をお願いすることといたします。なにとぞご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

※ 1 情報連携とは・・・行政機関同士を専用のネットワークでつないで、手続きに必要な情報を共有する仕組みです。情報連携を活用することで、健保組合は、加入者に手続きいただくことなく自治体等から必要な情報を取得することができるようになります。

記

・調査対象者 令和 7 年 10 月 1 日現在扶養認定されている方で

健保から書類提出案内があった方

・提出書類 給与所得者 雇用・労働契約書・給与明細書等

自営業者 確定申告書一式当

・提出期限 令和 8 年 1 月 3 0 日（金曜日）まで

※注意事項

期限までにご提出いただけない場合、被扶養者資格が喪失となる可能性がありますので、十分ご注意ください。ご不明な点がございましたら、以下ポーラ・オルビスグループ健康保険組合メールアドレスまでお問い合わせください。

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合

pogkenpo@po-holdings.co.jp